

【刑事訴訟法】

〔問題1〕

同種前科・類似事実による犯罪事実の立証が、原則として禁止される理由を論じなさい。また、最高裁判所平成24年9月7日第二小法廷判決・刑集66巻3号907頁が、同種前科を被告人と犯人の同一性の証明に用いることを例外的に許容しうる場合として挙げている判断基準を示した上で、なぜそのような場合には、同種前科による立証が例外的に許容されるのか理由を論じなさい。

〔問題2〕

以下の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。

【事例】

甲は、令和3年5月28日午後11時30分ころ、帰宅途中のVを認めて尾行したうえ、△県A市内の路上において、通行中のVの前に立ちはだかり、Vの頸部付近を回し蹴りして路上に転倒させ、その反抗を抑圧したうえ、V所有の現金10万円及び自動車運転免許証等在中の財布を強取したとして、強盗致傷の被疑事実により甲に対する逮捕状が発付された。

同年5月31日午後1時40分ころ、A警察署のK警察官ら5名は、甲を逮捕するため甲方に赴き、玄関ドアを開けた甲に対して逮捕状を示して逮捕する旨を告げたところ、いきなり甲はK警察官らの制止を振り切って、開いていた部屋の窓から逃走した。

【設問】

以下の(1)(2)それぞれの場合について、下線部のK警察官らによる搜索が適法か否か、具体的事実を適示しつつ論じなさい。

(1) K警察官らは、逃走した甲を400メートルほど追跡してA駅前交差点で追いつき、午後1時50分、甲を令状により逮捕したが、周囲には野次馬が集まり騒然としてきた。このため、K警察官らは、甲をパトカーに乗せて、駅前交差点から直線距離で約2キロメートル、時間にして約10分のA警察署に連行し、到着後直ちに、甲の着衣のポケット及び所持していたセカンドバッグの中の搜索を行った場合

(2) K警察官らの制止を振り切って逃走した甲は、駅前のB携帯電話ショップに逃げ込んだので、K警察官らは甲を追ってB携帯電話ショップ内に立ち入り、店舗の奥にある従業員用休憩室内に隠れている甲を逮捕した。しかし、甲は携帯電話ショップ内に逃げ込む際には手に持っていたセカンドバッグを所持しておらず、甲の周辺からも発見することができなかったことから、甲に隠匿場所を尋ねたが答えようとしなかったため、休憩室内のロッカーを開けて中の捜索を行った場合

※ 解答用紙の記入に際しては、〔問題1〕、〔問題2〕(1)、(2)と見出しをつけて記入しなさい。